令和８年１１月２４日
健康福祉部長寿社会課
担当者　窪田
内線　4040
外線　076-225-1415

介護保険法に基づく行政処分について

介護保険法（以下「法」という。）に基づく監査を実施した結果、介護報酬の請求に関し違反があったことから、下記の行政処分を行うこととし、本日付で当該処分に係る通知を行った。

記

１　処分対象事業所

名　　称：介護老人保健施設おしのの里
所　在　地：野々市市押野６丁目１６０
サービスの種類：介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
許 可 年 月 日：平成２３年４月２８日

（運営事業者
名　　称：医療法人社団押野新生会
代 表 者：理事長　林（りん）　光義（こうぎ）
所 在 地：野々市市押野６丁目１６０）

２　処分内容

介護老人保健施設の許可並びに指定短期入所療養介護事業者及び指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定の取消

３　処分の事由

（１）介護老人保健施設おしのの里

法第１０４条第１項第６号、同項第７号の規定及び同項第８号本文の規定に該当

・法令により、専らその職務に従事する介護支援専門員を１名以上配置しなければならないところ、当該職員の勤務実態がないにも関わらず、厚生労働省告示に基づく介護保健施設サービス費の減算（所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数を算定）を行わず、介護給付費を請求し受領した。

また、法令により、常勤換算方法により算定した配置基準（入所者の数を 100 で除して得た数以上）を満たす理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置しなければならないところ、これらの職員を配置していたものの、配置基準（0.2）を満たしていないにも関わらず、厚生労働省告示に基づく介護保健施設サービス費の減算（所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数を算定）を行わず、介護給

付費を請求し受領した。
さらに、法令により、併設施設又は外部の管理栄養士との連携により、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に実施しなければならないところ、栄養ケア計画の作成及び定期的なモニタリングを実施していなかったにも関わらず、厚生労働省告示に基づく栄養管理に係る減算（所定単位数から１日につき 14 単位を減算）を行わず、介護給付費を請求し受領した。（令和６年６月から令和７年９月までのサービス提供分　計 4,793,665 円）

・監査において、当該施設で勤務実態の無い者を勤務していたように見せかける虚偽の書類を提出、及び虚偽の答弁を行った。

（２）介護老人保健施設おしのの里短期入所療養介護
法第７７条第１項第１０号に該当

・当該事業者が、当該事業所と一体的に運営する介護老人保健施設において不正請求を行い、並びに当該介護老人保健施設に対する監査において虚偽の書類の提出及び虚偽の答弁を行い、法第１０４条第１項第６号、同項第７号の規定及び同項第８号本文の規定に該当することとなった。

（３）介護老人保健施設おしのの里介護予防短期入所療養介護
法第１１５条の９第１項第１０号に該当

・当該事業者が、当該事業所と一体的に運営する介護老人保健施設において不正請求を行い、並びに当該介護老人保健施設に対する監査において虚偽の書類の提出及び虚偽の答弁を行い、法第１０４条第１項第６号、同項第７号の規定及び同項第８号本文の規定に該当することとなった。

４　その他

高齢者分野における石川県による過去の行政処分の例（市町所管分を除く）

(1) 処分事業所：指定居宅介護支援事業所
処 分 内 容：指定の効力の一部停止（新規利用者の受入停止３か月）
処 分 事 由：運営基準違反、不正請求
処　分　日：平成 21 年 12 月 8 日

(2) 処分事業所：指定（介護予防）通所介護事業所
処 分 内 容：指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止６か月）
処 分 事 由：運営基準違反、不正請求等
処　分　日：平成 23 年 1 月 31 日

(3) 処分事業所：指定（介護予防）訪問介護事業所、指定（介護予防）通所介護事業所、
指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所　※計９事業所
処 分 内 容：指定取消　４事業所
指定の効力の全部停止（６か月）　３事業所
指定の効力の一部停止（新規利用者の受け入れ停止６か月）　２事業所
処 分 事 由：人員基準違反、不正請求、不正の手段による指定等
処　分　日：平成 24 年 2 月 14 日

(4) 処分事業所：指定訪問介護事業所
処 分 内 容：指定の効力の一部停止（新規利用者の受入停止３か月）
処 分 事 由：不正請求
処　分　日：平成 30 年 8 月 20 日

(5) 処分事業所：指定訪問介護事業所
処 分 内 容：指定の取消
処 分 事 由：不正請求
処　分　日：令和元年 10 月 10 日

(6) 処分事業所：介護医療院、指定（介護予防）短期入所療養介護事業
処 分 内 容：開設許可及び指定の効力の一部停止
（新規利用者の受入停止及び介護報酬支払額の制限７割（３割減額）６か月）
処 分 事 由：不正請求、人員基準違反、虚偽報告
処　分　日：令和 5 年 9 月 7 日